

し尿処理施設及びライフポート柳津電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 し尿処理施設及びライフポート柳津で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市境川5丁目147番地 し尿処理施設
岐阜市柳津町本郷3丁目113番地 ライフポート柳津
- (3) 供給建物 し尿処理施設、ライフポート柳津
- (4) 業種及び用途 し尿処理施設、集会所

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
し尿処理施設、ライフポート柳津
 - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6,600V
 - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙のとおり
- (3) 供給期間
令和4年3月の検針日から令和5年3月の検針日の前日まで
- (4) 電力計及び検針方法
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
 - ウ 検針日 毎月1日午前0:00
 - エ し尿処理施設、ライフポート柳津とも同一検針日とする。
- (5) 需給地点
各施設の構内引込第1柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (10) 自家発電設備、太陽光発電設備なし

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
 - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。

- キ 契約電力および最大需要電力の単位は、キロワットとし、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ク 使用電力量の単位は、キロワット時とし、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ケ 力率の単位は、パーセントとし、小数点以下第1位で四捨五入する。
- コ 料金その他の計算における合計金額は、1円未満の端数は、切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

- ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。
- イ 毎月の請求書送付先は岐阜羽島衛生施設組合 総務課とする。
- ウ 請求の際には、請求書のほかに、施設毎に内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を添付すること

(3) 現在の供給業者

株式会社ホープ

- (4) 今回の契約を実行するため、設備構造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (5) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

予定使用電力量等

供給場所	し尿処理施設			ライフポート柳津
住所	岐阜市境川5丁目147番地			岐阜市柳津町本郷 3丁目113番地
契約電力	280kW			65kW
供給年月	使用電力量(kWh)			使用電力量(kWh)
	夜間	昼間	重負荷	
令和4年 3月	47,187	54,949		2,971
令和4年 4月	51,777	53,247		2,253
令和4年 5月	56,054	46,422		1,632
令和4年 6月	46,243	56,979		1,997
令和4年 7月	49,310	23,942	28,630	2,360
令和4年 8月	49,448	23,707	28,590	3,227
令和4年 9月	49,458	23,221	27,845	2,492
令和4年 10月	45,945	54,812		2,377
令和4年 11月	53,349	51,668		1,871
令和4年 12月	51,429	54,610		2,586
令和5年 1月	54,899	51,083		3,072
令和5年 2月	51,056	52,927		3,582
計(kWh)	1,238,787			30,420
合計(kWh)	1,269,207			

※ し尿処理施設、ライフポート柳津の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

※ 予定平均力率は100%とする。

※ 7月1日から9月30日までの期間の10時から17時までを重負荷時間としている。

昼間時間は8時から22時までの時間（重負荷時間を除く。）、夜間時間は重負荷時間および昼間時間以外の時間としている。

休日（日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日）は、終日夜間時間の料金を適用している。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。